

清水町立小中学校における緊急事態宣言期間中の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえた国による「緊急事態宣言」の発出に伴い、子供の安全を第一に考えるとともに、感染症対策を徹底しながら、下記のとおり対応を行ってまいります。

記

1 学校教育活動について

- ・感染症対策を徹底しながら教育活動を実施します。
- ・感染症対策を講じてもおなほ、飛沫感染の可能性が高い学習活動は行いません。

2 学校行事等について

- ・公共交通機関を使用しない校外学習、学区内など徒歩で移動できる範囲の校外学習については、児童生徒の安全面を配慮した上で実施いたします。ただし、状況により延期や中止とする場合もありますので、その際は、各学校からお知らせします。
- ・修学旅行等の宿泊を伴う行事については、学校所在地、目的地の感染状況と関係自治体の方針を確認の上、状況により延期または中止とします。

3 保護者会、三者面談等について

- ・実施形態、オンラインの活用等、方法を工夫して実施します。

4 放課後児童教室（学童保育）について

- ・感染症対策を徹底しながら実施します。

5 中学校部活動について

- ・生徒の心情及び心身の健康の保持に配慮し、校長の責任の下、その必要性について十分検討した上で実施とします。
- ・大会等への参加については、生徒、保護者の同意を得て実施とします。
- ・部活動を実施する場合には、各部活動の特性等を踏まえ、活動形態を工夫するなど感染症対策を十分に講じ、生徒の安全を最優先にします。また、必要最低限の活動日数、活動時間とするとともに、熱中症事故の未然防止を徹底した活動を行います。